

## 安城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（令和7年12月22日付けスポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知）の添付書類1「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、安城市認定地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (認定要件)

第2条 安城市認定地域クラブ活動の認定を受けることができる団体は次に掲げる要件を満たす活動をするものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、又は発展させた活動であって、市内に居住する生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 所属する生徒（市内の中学校に在学する者に限る。）が5人以上であること。
- (3) 平日及び休日の1日当たりの活動時間並びに1週間当たりの活動時間が、安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がそのそれぞれにつき別に定める時間の範囲内であり、かつ、1週間当たりの休養日の日数が教育委員会が別に定める日数以上設定されていること。
- (4) 年間又は月間の活動計画が策定され、及び公表されていること。
- (5) 熱中症対策その他の適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な会計処理が行われていること、営利を主たる目的としていないことその他適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 生徒、保護者等への活動に関する情報提供等が円滑に行われるよう教育委員会等との連携が適切に行われていること。

### (認定申請等)

第3条 安城市認定地域クラブ活動の認定を受けようとする団体は、安城市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1。以下「誓約書兼申請書」という。）に次に掲げる添付書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 安城市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2）
- (2) 団体の規約、会則等
- (3) 当該年度の活動計画書

(4) 団体に所属している者に係る名簿

(5) 団体に所属している全ての者に適用される怪我等に係る損害を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していることが分かる書類

(6) 収支計画書

(7) 当該年度に活動を開始した団体以外の団体にあつては、前年度の決算書

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、当該申請の内容を審査するため必要と認めるヒアリング、現地確認等への協力、書類の提出等を求めることができる。

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、安城市認定地域クラブ活動の認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定をしたときは、安城市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による認定をしないこととしたときは、安城市認定地域クラブ活動認定申請却下通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第5条 安城市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、当該年度の末日までとする。

（変更の届出）

第6条 安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体は、第3条第1項の規定による申請の内容（参加者数を除く。）に変更が生じたときは、速やかに安城市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5）により教育委員会に届け出なければならない。

（休止の届出）

第7条 安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに安城市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6）により教育委員会に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第8条 安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに安城市認定地域クラブ活動廃止の届出書（様式第7）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により安城市認定地域クラブ活動の認定を受けたとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による廃止の届出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により安城市認定地域クラブ活動の認定を取り消したときは、安城市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8)により、当該認定を受けた者に通知するものとする。

(安城市認定地域クラブ活動に係る指導助言等)

第10条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体の活動(以下「安城市認定地域クラブ活動」という。)の状況等を把握し、必要な指導、助言等を行うものとする。

(安城市認定地域クラブ活動に係る支援)

第11条 教育委員会は、安城市認定地域クラブ活動に係る次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒、保護者等に対する情報提供
- (2) 補助金等の支給、学校施設等の優先利用等安城市認定地域クラブ活動の認定を受けた団体への支援
- (3) 安城市認定地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の促進

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。